



オーストラリアの会計制度改革：国際会計基準の導入に対する取り組み（〈特集〉ビジネスの国際化と財務会計）

浦崎, 直浩

(Citation)

国民経済雑誌, 178(1):33-48

(Issue Date)

1998-07

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00176258>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00176258>



オーストラリアの会計制度改革

——国際会計基準の導入に対する取り組み——

浦 崎 直 浩

I は じ め に

オーストラリア政府は1997年9月8日に会社法経済改革プログラム (Corporate Law Economic Reform Program, 以下 CLERP と略記する箇所がある) を公表し一定の条件¹の下で1999年1月1日をもって国際会計基準を全面的に採用する案を明らかにした (Department of the Treasury 1997g)。また、会計基準の設定機構が大幅に改編され、会社会計に適用される会計基準の設定はすべてパブリックセクターで行われることが同時に提案された。

このプログラム導入の背景には、情報通信産業の技術的な発展と結びついた世界的な資本市場の自由化が企業の性質や業務そして金融システムを根本的に変えてしまったという環境変化があった (Department of the Treasury 1997h, §2.1)。世界規模での貿易の自由化や資本市場の自由化の流れの中でオーストラリア企業の国際競争力を高めるための条件整備を行うとともに外国企業に対する参入障壁を取り除くことによって公正で自由な競争環境を作り出すことが政府の政策課題として検討されてきたのである。

会社法経済改革プログラムは、「自由な市場」・「投資者保護」・「情報の透明性」・「コスト有効性」・「規制の中立性と柔軟性」・「企業倫理と法の遵守」という原則 (Department of the Treasury 1997h, §3) に基づいて作成された次の六つの報告書 (Department of the Treasury 1997a-f) で構成されている。

- ① 『会計基準』(報告書第1号)
- ② 『資本調達』(報告書第2号)
- ③ 『取締役の義務とコーポレートガバナンス』(報告書第3号)
- ④ 『企業買収』(報告書第4号)
- ⑤ 『電子商取引』(報告書第5号)
- ⑥ 『金融市場と投資商品』(報告書第6号)

これらの報告書を通じてオーストラリア政府が目指していることは、市場の効率性および完全性ならびに投資家に対する信頼性を高めることによって雇用の促進など重要な経済的結果をもたらす企業活動や市場活動を活性化すること (Department of the Treasury 1997f, §1) であり、会計基準が報告書の第1号として位置づけられていることからこのプログ

ラムにおける会計基準の重要性を物語っているといえる。

本稿は、報告書第1号『会計基準』を取り上げ、オーストラリアの会計制度改革（会計基準設定機構の改編）を管見し、国際会計基準導入の1つのモデルとしてその特徴を明らかにすることを主たる課題とするものである。

II 会計基準設定主体の変遷

オーストラリアにおける企業のディスクロージャー規制の歴史は、基準策定という観点からみるならば会計プロフェッションによる自主規制の枠組に国家が介入するという対立の構図²として説明できる。

現在、会計基準設定に関与してきた会計プロフェッションとして二つの大きな会計士協会がある。一つは1928年に設立されたオーストラリア勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in Australia: ICAA）である。この協会は会計事務所に所属し監査・税務・コンサルティングなどに従事する会計士を会員とする組織である。もう一つは1953年に設立されたオーストラリア実務会計士協会（Australian Society of Certified Practising Accountants: ASCPA）である。この協会は企業や政府機関等の組織に雇用され関連業務に従事する会計士で構成されている（McKinnon 1993, p.7; 太田 1993, 56-57頁）。

1965年にオーストラリア会計研究財団（Australian Accounting Research Foundation: AARF³）が上記の両会計士協会によって設立されるまでは、それぞれの協会が会員向けに簡略的な技術指針を作成していた（McKinnon 1993, p.7）。AARFの設立後は当財団が活発に研究活動を行い次々と会計基準を公表していった。会計プロフェッションが基準策定プロセスを独占的に支配し、華々しく活躍した時期であった。それは1983年まで続いた。

問題は、基準の権威性と基準策定プロセスの閉鎖性であった。1970年代の中頃からそれが大きな社会問題となった。さらに、粉飾決算や経営者不正の幾つかの事件を契機として会計プロフェッションに対してだけではなく連邦政府に対しても規制の不備をつく批判がマスコミによって大々的になされた（McKinnon 1993, p.7）。

この批判に応じて政府がとった行動は1984年に会計基準検閲審議会（Accounting Standards Review Board: ASRB; 1984-1989）という組織を設立させたことである。この審議会は、省庁の下部組織にあたる機関として、二つの職業会計士団体、証券取引所、取締役協会、株主協会、オーストラリアビジネス協会の代表者で構成されていた。ASRBの活動は、基本的に、AARFが作成した会計基準を検閲しそれを認可することで基準に権威性を付与することを目的としていた（McKinnon 1993, pp.8-9）。

長く続いた会計プロフェッションによる自主規制は自ずと限界があり、粉飾決算や会計基準への準拠性の低さを契機としてプロフェッショナル・スタンダーズの権威性が大きな問題

となった。結果的には、会計基準への權威性の付与という点から国家が介入しその指導の下に基準策定が行われることになったわけである。

しかし、この体制は短期間で終わってしまった。その理由は二重の基準策定プロセスが存在し、時間とコストの浪費がその原因となった。AARF は、基準策定プロセスをオープンにし、公開草案を公表して広く意見を求めそれを基準に反映させるというプロセスを経て基準を完成させているにもかかわらず、基準の認可を求められた ASRB はその基準について再度公開草案を公表し意見を求めるという同一の手續をとった (McKinnon 1993, p.9)。

このことは、長く基準策定を行ってきた AARF にとって屈辱であり、ASRB が外貨建取引の未実現換算利得の処理基準を否認しその変更を求めた時点で、二つの組織の対立は決定的なものとなった (McKinnon 1993, p.9)。その打開策は、1989年に、二つの組織は存続したままで基準策定機能を一本化することで合意し、共同で基準の開発にあたるということであった (McKinnon 1993, p.10)。

1991年に連邦会社法が施行されると、ASRB はオーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board: AASB) に組織改編され、AARF の下部組織であった会計基準審議会 (Accounting Standards Board: AcSB) を吸収し (太田 1993, 64頁), AARF にはパブリックセクター会計基準審議会 (Public Sector Accounting Standards Board: PSASB) のみが残された。AASB は、省庁から独立した連邦議会に報告義務を有する審議会となった。その後現在に至るまでオーストラリアにおける会計基準の設定は AASB と AARF (PSASB) の二つの機関によって合同で行われている⁵。それが公表されるときはそれぞれオーストラリア会計基準審議会 (AASB) シリーズの会計基準 (Parker 1997b) として、同時にオーストラリア会計基準 (AAS) シリーズの会計基準 (Parker 1997a) として公表されている。

前者の AASB シリーズの基準は会社法の規制を受ける会社にのみ適用される⁶。AASB 基準については、連邦会社法の中で当該基準への準拠が明文をもって規定されるに至り、法的強制力を有する⁷という点でその実効性が一層高まったのである。後者の AAS シリーズの基準の適用は現在は非会社組織に制限されている⁸。AAS 基準は、二つの職業会計士団体の会員を拘束するが法的權威づけはなされていないというものである。

以上見てきたように、オーストラリアでは会計プロフェッションが設定してきた会計基準への準拠性の低さが政治問題化したため、基準の強制力を高めるという観点から政府が基準設定に関与するようになり、会計基準への準拠が法律上明文の規定を持って義務づけられることになったのである。「表1」は、会計基準設定に関与する機関をパブリックセクターとプライベートセクターという観点 (McKinnon 1993, p.2) からまとめたものである。その中で、AASB 以外で会社の開示面を規制する組織が、オーストラリア証券委員会 (Australian

〔表1〕 オーストラリアにおける会計・開示規制の関係機関

パブリックセクター		プライベートセクター	
規制主体	関連法規	規制主体	関連規則
ASC	会社法	AARF	AAS 会計基準*2
AASB	AASB 会計基準*1	ASX	上場規定

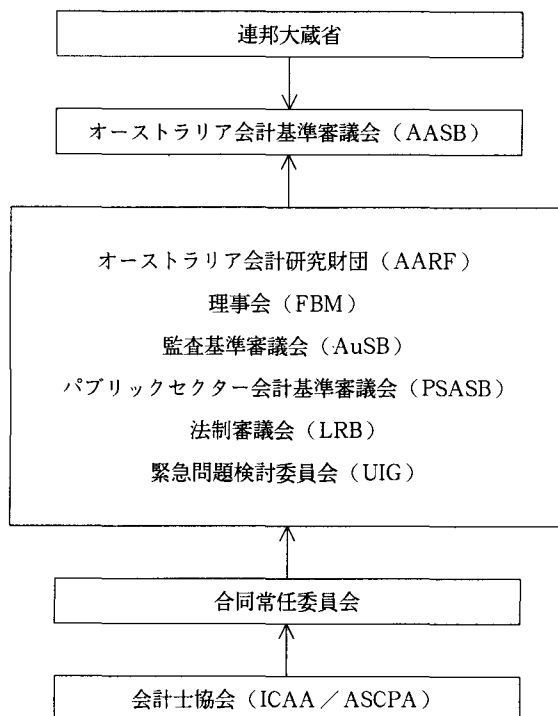
*1: 会社会計に適用 *2: 非会社組織に適用

Securities Commision: ASC) およびオーストラリア証券取引所 (Australian Stock Exchange: ASX) である。ASC は、会社法の管理機関として会社、合併、有価証券、先物などに関する立法に責任を有する組織であるとともに (McKinnon 1993, p.5), 会計基準の準拠を監視し絶大な監督権限を有している。

III 会計制度改革の概要

(1) 会計基準設定機構の改編

既述のように株式会社会計に適用される会計基準の設定は法制度上パブリックセクターの



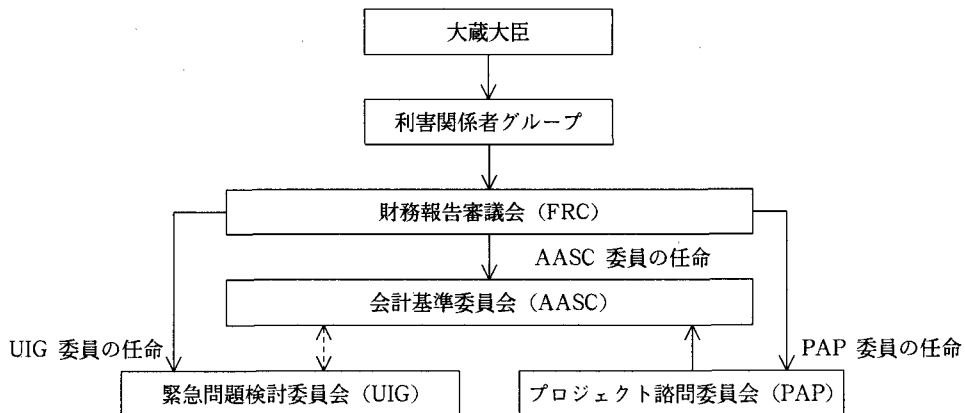
出典: CLERP 報告書第 1 号の付録 B の図を参考に作図したものである。(Department of the Treasury 1997a, p. 75).

〔図1〕 AASB と AARF の関係図

AASB が行っているが、基準設定作業は「図1」に示すように AARF の強力なバックアップによって実質的に遂行されている。

しかしながら、すでに述べたように1997年9月に公表された会社法経済改革プログラム (CLERP) 報告書第1号において、オーストラリアにおける会計基準設定機構の大幅な改編が提案された。その概要は、AASB が AARF の PSASB を吸収し、オーストラリア会計基準委員会 (Australia Accounting Standards Committee: AASC) に改組され AASC が会計基準の設定を行い、基準設定プロセスを監視するための財務報告審議会 (Financial Reporting Council: FRC) を新たに設置するというものである。

AASB は、ASCPA, ICAA, オーストラリア・ニュージーランド会計学会 (Accounting Association of Australia and New Zealand: AAANZ), ASX, オーストラリアビジネス協会 (Business Council of Australia), 100社連合会 (Group of 100) の各団体の推薦者の中から大蔵大臣が3年の任期で任命した非常勤の理事で運営されてきた (Department of the Treasury 1997a, p.29)。しかし、AARF との基準設定の共同作業に関与できない利害関係者もあり、基準の不偏性に問題があるとしてアメリカやイギリスの基準設定機構を参考に制度の改編がなされようとしている (Department of the Treasury 1997a, pp.30-31)。「図2」の新たな基準設定機構が示すように、会計基準設定に関してはそのイニシアチブがプライベートセクターの手から完全に放れたことになる¹⁰。今後、AARF は監査基準の設定にその機能を集約していくことになる¹¹。



出典：CLERP 報告書第1号付録Cの図を参考にまとめたものである (Department of the Treasury 1997a, p. 77)。

〔図2〕 会計基準設定機構の改編案

オーストラリア政府がこの制度改革案で意図していることは、基準設定プロセスへ利害関係者がこれまで以上に関与することを促進することであり、そのために FRC を設置し FRC が基準設定プロセスを幅広く監視し国際的に承認されうる基準の開発と採用へ向けた機運の

高まりを維持する責任を負っている (Department of the Treasury 1997a, p.35)。

FRC の議長は大蔵大臣が任命し、審議会委員は財務諸表の利用者・アナリスト、財務諸表の作成者、政府・パブリックセクター、職業会計士協会、ASX および ASC の代表者のなかから大蔵大臣が任命する。FRC は、会計基準設定プロセスの監視機関であり、AASC の委員の任命、戦略的活動方針の設定、活動計画および予算の承認、AASC に対する管理面ならびに技術研究面のサポートの監視、AASC の内部機構に対する勧告、AASC・UIG の活動成果のレビューなどを行う (Department of the Treasury 1997a, p.36)。

AASC は、法人格 (powers of body corporate) を有する法律上の組織として設立される。AASC の役割は会計基準に準拠して財務諸表を作成することが義務づけられているプライベートセクターおよびパブリックセクターの実体のための会計基準を作成し、承認し、公表することである。AASC の正確な規模と内部機構については、FRC が IASC 基準への調和化そして最終的にはその採用という動きに照らして決定することになっている (Department of the Treasury 1997a, pp.36-37)。

AASC の委員は、個人的な能力、特に会計、財務、ビジネス、または政府に関する経験や知識に基づいて任命される。AASC 委員は、当委員会の独立性を保証するために特定の関係機関の代表者として職務を遂行するものではない。現在の案では、AASC は 6 名の非常勤の委員および非常勤の副委員長ならびに常勤の委員長の合計 8 名で構成される。委員長は大蔵大臣によって任命され、審議会委員は FRC が任命しその任期は 3 年である (Department of the Treasury 1997a, p.37)。

UIG は、緊急の会計問題について迅速に取扱指針を公表するという役割が期待されているが、UIG の見解は AASC によって公式に承認された後にその効力を発する (Department of the Treasury 1997a, p.77)。UIG の委員長は AASC の委員長が兼務し、UIG 委員は FRC によって任命される。また、AASC と UIG の会議は公開で行われる (Department of the Treasury 1997a, p.37)。

プロジェクト諮問委員会 (Project Advisory Panels: PAP) は、AASC が検討する特定の課題に関する専門家で構成される。UIG の委員は FRC によって任命され、会計基準設定への利害関係者の関与を促進するために特定の基準の開発の初期の段階からその全体を通じて専門家の意見を聴取する機関 (sounding boards) としてその役割を果たすことが期待されている (Department of the Treasury 1997a, p.37)。

以上がオーストラリアにおける会計基準設定機構の改編案の概要であるが、この改革案は大幅な変更もなく承認され立法化される見通しである (注(10)を参照されたい)。すでに指摘したように、これまで会計プロフェッションが会計基準の設定の帰結に潜在的影響を及ぼす優先的な立場にあったことから、特定の利害関係者の影響を排除し基準設定プロセスの信頼

性を高めることを目的として独立の基準設定機関の設置が必要とされたのである (Department of the Treasury 1997a, p.38)。そのため AASC が独自の研究スタッフを持つことが提案されているが、会計プロフェッションのサポートがなければ実質的な事務的作業は不可能であることから AARF や会計プロフェッションとの共同作業までも否定してはいない (Department of the Treasury 1997a, p.38)。

なお、「表1」に示すオーストラリア証券委員会 (ASC) は引き続き存続し、証券発行に関連して従来の会社規制を行い、会計基準への準拠を監視し必要な場合に指導監督を行うこととされている (Department of the Treasury 1997a, p.50)。また、将来的には各州および特別地域政府との協議による財務報告法 (Financial Reporting Act) 制定の可能性が報告書の中で示されている (Department of the Treasury 1997a, p.58)。

(2) 会計基準設定の指針と将来の課題

CLERP の一連の報告書に対するコメントの分析に基づいて作成される会社法改正法案が1998年中に議会に提出され、これが可決されると具体的に制度改革が進むことになる。前節で解説したように AASC が会計基準の設定を行うことになるが、CLERP 報告書第1号においてその詳細な手続きについては述べられていない。

ただし、従来の会計基準設定について1989年オーストラリア証券委員会法の中で会計基準の目的について明示的な指針が明らかにされていなかった点を顧慮して、報告書において会計基準の基本的な目的は、投資者、アナリスト、債権者および実体それ自体が資源配分に関する事情に精通した意思決定を可能にするような実体に関する財務情報の提供を促進することであると規定された (Department of the Treasury 1997a, p.13)。

会計基準は情報の送り手にとっては情報作成のフレームワークを提供するものであり情報の受け手にとっては実体の業績や財政状態を評価するための判断基準となるものである。企業実体の真実の財務的成果および財務状態に関する正確で比較可能な情報の提供を可能にする会計基準は投資者に対する信頼と市場の完全性を高める。正確で、透明性の高い、信頼できる情報提供が可能になれば市場の効率性が高まり、最終的には市場全体の資本コストが削減される (Department of the Treasury 1997a, p.13)。

CLERP 報告書はこのような観点から将来的な基準設定にあたり準拠すべき原則的な判断基準や手続きとして次の3点を挙げている。

- ① 会計基準設定の指針 (目的適合性, 信頼性, 中立性, 比較可能性)
- ② コスト・ベネフィット分析 (cost/benefit analysis) の導入
- ③ 会社規模別の会計基準の必要性

①に掲げられている四つの情報特性は、会計基準に準拠して作成される会計情報の質を規定するもので、会計基準の評価に当たっては当面すでに公表されている四つの会計概念ス

テートメント¹²に基づいて判断が行使される。CLERP 報告書第1号において国際会計基準の採用については提案されているものの IASC の「財務諸表の作成・表示のフレームワーク」(IASC 1989) については言及がなく、FRC と AASC が今後5年から10年をかけて一般目的財務報告のための概念フレームワークをさらに開発すること謳われている (Department of the Treasury 1997a, p.57)。その作業は、既存の会計概念フレームワークでは測定問題が扱われていないことから、また、報告書が市場価値会計の採用とリスク会計の導入を提案していることから (Department of the Treasury 1997a, pp.59-61)、測定問題を含めた大幅な改訂になるものと考えられる。

次に、他の2点、すなわち「コスト・ベネフィット分析の導入」と「会社規模別会計基準」が今後のオーストラリアにおける会計基準の大きな特徴をなすものと考えられる。CLERP 報告書第1号によると、会計基準の必要性を確認するために基準の設定プロセスにおいてコスト・ベネフィット分析を義務づけ、提案されている基準に関する経済的影響評価報告書 (economic impact statement) の提出が求められている。この報告書では基準のメリットについて綿密な調査検討を行い企業活動や経済全体へのその影響の評価が要求されている。さらに、IASC の基準設定プロセスにおけるコスト・ベネフィット分析実施の必要性が指摘されている (Department of the Treasury 1997a, p.16-17)。

会社規模別 (ないし会社形態別) 会計基準が必要とされるのは、国際会計基準と調和化された基準を適用することによりそのメリットを受けるのは上場会社および海外の資本市場で資金調達をする会社であり、オーストラリア国内のみで企業活動を行っている会社にとってはかなりのコスト増となり基準適用の過重負担が問題となってくるからである (Department of the Treasury 1997a, pp. 17-18)。

IV 国際会計基準導入に対する取り組み

オーストラリアは、世界経済における相対的な地位の低さや先進諸国の資本市場と比較した ASX の取引高の低さにも関わらず、IASC の設立当初からその基準設定に積極的に関わってきた国であり、最近では「G4+1」の活動にも深く関与し企業の国際化とそれに伴う財務会計上の問題の解決に積極的に取り組んできている。

会計基準の国際的な調和化に対する具体的な取り組みとしては、1994年に AASB が討議資料『財務報告の国際的比較可能性へむけて』(AASB 1994) を公表し、1996年4月に AASB と PSASB が方針報告書第6号「国際的調和化の方針」(Parker 1997a, p.37) を公表し、会計基準の国際的調和化の背景、目的、調和化のベネフィットやそれに対する障害、調和化の戦略などを明らかにした。¹³

その報告書では会計基準の国際的調和化のベネフィットとして「財務報告書の比較可能性

の改善」,「国際的な資本フローの障害の除去」,「財務報告コストの削減」などが指摘され,また調和化を妨げる要因として企業環境,法制度,文化政治環境の相違が挙げられている(Parker 1997a, p.39)。その後,ASX 上場会社の寄付に基づく ASX からの財政的支援によって1996年12月から調和化プログラムが開始された(Parker 1997c, p.1/6)。調和化の方法として次の三つのアプローチが採られている(Thomson 1996, p.3)。

- ① 現行の IASC 基準に一致させるために現行のオーストラリア基準を改訂する(例えば,棚卸資産,減価償却)。
- ② オーストラリア基準が取り扱っていない問題について現行の IASC 基準の採用を検討する(例えば,借入費用)。
- ③ 新しいまたは改訂される IASC 基準に一致させるために現行のオーストラリア基準を改訂するかまたは新しいオーストラリア基準を設定する(例えば,従業員給付,無形資産)。

ASX は1998年12月までに調和化の作業を終了するよう求めており,この期限は国際証券監督者機構(International Organization of Securities Commission: IOSCO)¹⁴が IASC 会計基準を多国間公募・上場のための遵守要件として義務づけるかどうかの判断の期限と一致している(Parker 1997c, p.2/6)。いわゆる「G4+1」の構成国のうちで自国基準を IASC 会計基準に調和化させるという作業を先んじて行っているのはオーストラリアであり,US・UK・カナダの3カ国はその成り行きを注意深く観察しているとのことである(Parker 1997c, p.5/6)。

すでに指摘したように,上記のような会計基準の調和化の作業とは別に,CLERP 報告書第1号において調和化後の会計基準設定のあり方について提案がなされている。報告書では調和化された現行会計基準は財務報告のための基礎として継続して適用されるが,1999年1月1日以降オーストラリアの基準設定機関は IASC が公表する公開草案および基準を自国の公開草案・基準として公表することが望ましいと述べられている(Department of the Treasury 1997a, p.25)。また,1999年1月1日以降,オーストラリアの基準設定機関は IASC が取り扱っていないトピックについては国内向けの公開草案および基準を公表する必要がある(Department of the Treasury 1997a, p.26)。

1999年1月1日をもって IASC 基準を採用するというオーストラリアの移行案の実行可能性と妥当性を確認するために,FRC は1998年11月30日までに政府に対して IASC がコア基準の完成へ向けてどの程度作業を進めたのかについて報告しなければならない。さらに,1998年12月31日までに IOSCO がそれらのコア基準を承認する可能性を政府に報告しなければならない(Department of the Treasury 1997a, p.26)。

今後,オーストラリアは IASC 基準を採用するといっても,AASC が公表する最終基準は

オーストラリアの法律に照らして矛盾する点があればそれを調整した基準となるし、また、政府がFRCの助言に基づいてIASCの基準と同一のものを採用することが最善であるといえないと判断する場合はIASC基準は適用されないこととなる。

V む す び

本稿は、オーストラリア政府が1997年9月に公表した会社法経済改革プログラム報告書第1号『会計基準』を取り上げ、会計基準設定機構の改革の概要を明らかにするとともに、多国間公募や上場の条件とされる国際会計基準の導入に対する取り組みを紹介した。

オーストラリアにおける会計基準設定は、設定主体がプライベートセクターからパブリックセクターへ移行した歴史として跡づけることができる。もともと会計基準は会計処理に関する会計プロフェッションの自主的基準として作成されていたために、会計士協会に属さない経営者などに対してその強制力がなかった。

会計基準の権威性を高めるという目的で基準設定プロセスに政府が関与するようになり、法的権威性を会計基準に付与することでその実効性を高めるに至った。今回のオーストラリア政府の会計制度改革案ではその傾向がさらに強まり、プライベートセクターのAARFは会計基準設定において主導的役割を演じることはなくなった（「図2」参照）。改編される会計基準設定機構は、「図2」に示すように日本型システムに近づいたといえるのではないかな。

会社法経済改革プログラム報告書第1号における会計基準設定に関する提案の中で大きな特徴をなす次の4点を指摘することで本稿の結びに代えたい。

- ① コスト・ベネフィット分析の導入
- ② 規模別会計基準の必要性
- ③ 市場価値会計・リスク会計の導入
- ④ 国際会計基準の全面的導入

第1に、コスト・ベネフィット分析は会計基準が必要であるかどうかを分析するもので、会計基準設定のプロセスにおいて導入すべき基準が個別企業レベルでそして市場レベルでどのような経済的影響を及ぼすのかを綿密な調査に基づき評価する手続きである。オーストラリア会計基準委員会(AASC)がこれを実施し財務報告審議会(FRC)に対して基準の経済的影響をまとめた報告書を提出することが義務づけられている。

第2に、規模別会計基準が必要とされるのは、国際会計基準を導入するに当たって多国籍企業や多国間公募・上場を行う会社にとっては国際会計基準を適用するメリットがあるが、経済活動が国内に限定された未上場会社にとっては会計システムの変更など過重負担になることから、規模別（ないし形態別）会計基準の可能性が指摘されている。¹⁵

第3に、物価変動、金利の変化、為替相場の変動によって資産価値や負債価値が急速に変

化する状況の中で歴史的原価に基づく会計情報の有意性が失われ、より透明性の高いリスクマネジメントを反映した情報に対するニーズが高まったことから市場価値会計・リスク会計の導入が論じられている。

最後に、報告書では1999年1月1日から一定の条件の下で国際会計基準を全面的に採用することが提案されている。前節において説明したオーストラリアの国際会計基準導入のアプローチは、自国基準残存型調和から自国基準放棄型調和への移行のアプローチ(徳賀 1997, 31頁)に該当する。わが国制度会計の枠組における国際会計基準導入の問題についてはすでに多くの権威ある提言がなされており、またこの点については本稿の範囲を超えていることから多言することをしないが、「規制緩和＝市場原理」の導入が進みつつある状況のなかで国際会計基準の導入を有意義なものにするためには、オーストラリアの会社法経済改革プログラムにも見られるように、証券市場がコントロール機能を十分に発揮するための条件整備を急ぐことが必要であろう(徳賀 1997, 35頁)。

注

- (1) 一定の条件とは、単一セットの国際的に承認された会計基準がアメリカ、イギリス、日本など先進諸国の主要な資本市場で採用されるということである(Department of the Treasury 1997a, p.24)。なお、連邦大蔵省が公表した CLERP の一連の報告書は、大蔵省のウェブサイト(<http://www.treasury.gov.au>)で入手することができる。
- (2) オーストラリアの会計制度については、太田(1993)、中央監査法人(1995)、倉茂・林・松井(1996)において詳しく解説されているので参照されたい。本文の説明は、会計基準の設定に会計プロフェッションと連邦政府がどのようにに関わり合ってきたのかについて McKinnon(1993)の所説に基づいてまとめたものである。オーストラリア会計制度史概要図(倉茂・林・松井 1996, 60-61頁)は、オーストラリアの会計規制の発展の歴史を視覚的に理解する上で有用である。会計基準の強制力を高めるために国が関与の度合いを強めてきたオーストラリアの行き方と比較して、カナダの場合は全く逆でカナダ事業会社法においてカナダ勅許会計協会(Canadian Institute of Chartered Accountants)の基準に準拠すべきことが規定されており、プライベートセクターで設定される会計基準に法的強制力が付与される。詳細については向(1998, 364-365頁)を参照されたい。
- (3) メルボルン大学のバロウズ(Burrows, G.)教授が AARF の設立から今日に至るまでの発展の歴史を八つの時代に区分して詳細に解説しており、基準設定に対する会計プロフェッションの役割についても言及されているので参照されたい(Burrows 1996)。AARF では、現在、理事会(Foundation Board of Management: FBM)の指揮の下でパブリックセクター会計基準審議会(Public Sector Accounting Standards Board: PSASB)、監査基準審議会(Auditing Standards Board: AuSB)、法制審議会(Legislation Review Board: LRB)、緊急問題検討委員会(Urgent Issues Group: UIG)の四つの下部組織が運営され、それぞれの審議会のプロジェクトを専門のスタッフがサポートしている。
- (4) AASB の設立は1989年オーストラリア証券委員会法の規定に基づくものであり、同法セク

ション226において AASB の役割が次のように規定されている (CCH Australia 1997b, pp.65202-65203)。

- ①提案された会計基準の評価を目的とする概念フレームワークを開発すること。しかし、会計基準のような強制力を持たない。
 - ②提案された会計基準をレビューすること。
 - ③可能な会計基準の開発に資金を出しあるいはそれを企画すること。
 - ④審議会は提案された会計基準を作成するかどうかを決定するために一般から意見を収集すること。
 - ⑤審議会が必要と考えるときは提案された会計基準の形式及び内容にそのような変更を加えること。
- (5) 会計基準設定の具体的な手続きについては、ポリシースタートメント第1号「会計概念スタートメントおよび会計基準の開発」(Parker 1997a, pp.1-15; 太田 1993, 67頁)を参照されたい。基本的には、「討議資料・モノグラフの公表 (一般配布) →公開草案の草案の公表 (選別配布) →公開草案の公表 (一般配布) →意見集約→会計基準案→AASB 基準・AAS 基準」という流れで基準が設定される。会社会計に適用される会計基準がパブリックセクターの AASBが設定しているといっても、AASB は AARF から物的・人的支援を受けており実質的に会計プロフェッションが基準設定にかなり関与している。
- (6) 会社法セクション 115 の規定によると、会社の形態として株式会社 (company limited by shares), 保証有限責任会社 (company limited by guarantee), 株式保証有限責任会社 (company limited both by shares and by guarantee), 無限責任会社 (unlimited company) があり、鉱山業の会社の特例として無責任会社 (no liability company) が認められている (CCH Australia 1997a, p.4053)。
- (7) 1989年オーストラリア証券委員会法の規定 (セクション224) によりオーストラリア会計基準審議会 (AASB) が設立され、セクション226の規定により会社会計に適用される会計基準設定の権限が付与された。会社の取締役は適用可能な会計基準に準拠して会社の経営成績および財政状態の真実かつ公正な写像を提供する財務諸表の作成が義務づけられており (会社法セクション 295・298; CCH Australia 1997a, pp.7853-7854), 適用可能な会計基準とは1989年会社法 (Corporations Act 1989) のセクション32において AASB の設定した会計基準である旨が明示的に規定されている (CCH Australia 1997b, p.51154)。また、財務諸表の作成に当たっては、用語・様式等を定めた会社法付則 5 (CCH Australia 1997a, pp.38001-38026) に準拠しなければならない。
- (8) 会計ハンドブック (Parker 1997a, p.6) において AAS 会計基準は AASB 会計基準が適用されないプライベートセクターの報告実体に適用する旨の簡単な説明があるが、ASCPA の会計監査部門のディレクターでこの会計ハンドブックの編集責任者であるパーカー氏 (Parker, C.) のウェブサイト (<http://www.gaap.com.au/f5/p5/qa/faq.html>) では AASB 会計基準と AAS 会計基準の相違について明快に解説されているので参照されたい。
- (9) オーストラリア証券委員会のホームページから当委員会の活動や企業の財務情報など有益な情報が入手できるので参照されたい (<http://www.asc.gov.au>)。
- (10) CLERP 報告書第1号に対するコメントは1997年10月17日で締め切られており、利害関係者

とりわけ会計プロフェッションからどのような反応があったのか、そして会計基準設定機構の改編案に変更はないのかなど大蔵省の関係部局に照会しているが本稿執筆時点で回答を得ることができなかった。ただし、国際会計基準の導入を見据えた政府のこのような取り組みに対する会計プロフェッションからの賛否を Sharpe, M. (1998), Spencer, K. (1998), Parker, C. (1997c), Humphry, R. (1997) が論じているので参照されたい。また, ASCPA の会計監査部門のディレクターであるパーカー氏からの同様の質問に対する回答によれば, 制度改革案にほとんど変更はないが, 1999年1月1日をもって国際会計基準を採用するという点については流動的であるとのことであった。なお, CLERP のポリシーフレームワークによると1998年中に CLERP の一連の報告書に対するコメントを分析した上で会社法の大幅な改正を含めた包括的な法案を議会に提出する旨の説明がある (Department of the Treasury 1997h, §5)。

- (11) 基準設定という観点で AARF に残された審議会は監査基準審議会 (AuSB) であり, 会計プロフェッションがそのイニシアチブを発揮できる唯一の領域となった。ただ, 会社規制に対するオーストラリア政府のアプローチを突き詰めれば, 監査基準の設定までも公的機関が行うべきであり, 公務員資格の会計士が監査を行うという選択肢も考えられる。CLERP 報告書の中では市場原理と規制のバランスをとる点の重要性を指摘しており, 上記のような点は触れられていない。
- (12) オーストラリアではこれまで四つの会計概念ステートメント (SAC 1「報告実体の定義」1990, SAC 2「一般目的財務報告の目的」1990, SAC 3「財務情報の質的特性」1990, SAC 4「財務諸表の要素の定義と認識」1995) が公表されている (Parker, C. 1997a, pp.47-159)。オーストラリアの概念ステートメントは測定の問題を扱っていないことと, CLERP 報告書第1号で市場価値会計の採用とリスク会計の導入が提案されていることから, FRC と AASC による会計概念ステートメントの見直しは測定の問題を含めた大幅な改訂になるものと考えられる。
- (13) Curran (1996) はオーストラリアの会計基準と IASC 会計基準の詳細な比較分析を行っているので参照されたい。
- (14) 林 (1997) が国際会計基準の動向とりわけ IASC と IOSCO の関係を詳細にサーベイしているので参照されたい。また, IASC 会計基準のコア基準の完成が1998年3月を予定していたが金融商品の時価評価の取扱いを巡って作業が遅延していることを背景にコア基準のとりまとめは1998年中に行われることとなった (玉川 1998)。
- (15) わが国における会社規模別計算規定の可能性について武田隆二教授が「会社法計算規定二元化への提言」というテーマで論じているので参照されたい (武田 1984)。

参 考 文 献

- Allen, K. 1991. In Pursuit of Professional Dominance: Australian Accounting 1953-1985. *Accounting Auditing & Accountability Journal* 4(1): 51-67.
- Australian Accounting Standards Board. 1994. *Towards International Comparability of Financial Reporting*. Policy Discussion Paper No.1. Caulfield: Australian Accounting Research Foundation.
- Brailsford, T.J., and A.L. Ramsay. 1993. Issues in the Australian Defferential Reporting Debate. *Journal of International Accounting Auditing & Taxation* 2(1): 43-58.
- Burrows, G. 1996. *The Foundation- A History of the Australian Accounting Research Funda-*

- tion 1966-91. Caulfield: Australian Accounting Research Foundation.
- CCH Australia. 1997a. *1997 Australian Corporations & Securities Legislation Vol 1 Corporations Law*. North Ryde: CCH Australia.
- CCH Australia. 1997b. *1997 Australian Corporations & Securities Legislation Vol 2 Regulations and Other Legislation*. North Ryde: CCH Australia.
- Curran, B. 1996. *A comparative study of Australian & International Accounting Standards-challenges for harmonization*. Sydney: Coopers & Lybrand.
- Department of the Treasury. 1997a. *Accounting Standards: Building international opportunities for Australian business*. Corporate Law Economic Reform Program. Proposals for Reform: Paper No.1. Commonwealth of Australia. (<http://www.treasury.gov.au/Publications/BusinessLaw/CLERP/Reform/Paper01/>)
- Department of the Treasury. 1997b. *Fundrasing: Capital raising initiatives to build enterprise and employment*. Corporate Law Economic Reform Program. Proposals for Reform: Paper No.2. Commonwealth of Australia. (<http://www.treasury.gov.au/au/Publications/BusinessLaw/CLERP/Reform/Paper02/>)
- Department of the Treasury. 1997c. *Directors' Duties and Corporate Governance: Facilitating innovation and protecting investors*. Corporate Law Economic Reform Program. Proposals for Reform: Paper No.3. Commonwealth of Australia. (<http://www.treasury.gov.au/au/Publications/BusinessLaw/CLERP/Reform/Paper03/>)
- Department of the Treasury. 1997d. *Takeovers: Corporate control: a better environment for productive investment*. Corporate Law Economic Reform Program. Proposals for Reform: Paper No.4. Commonwealth of Australia. (<http://www.treasury.gov.au/au/Publications/BusinessLaw/CLERP/Reform/Paper04/>)
- Department of the Treasury. 1997e. *Electronic Commerce: Cutting cybertape-building business*. Corporate Law Economic Reform Program. Proposals for Reform: Paper No.5. Commonwealth of Australia. (<http://www.treasury.gov.au/au/Publications/BusinessLaw/CLERP/Reform/Paper05/>)
- Department of the Treasury. 1997f. *Financial Markets and Investment Products: Promoting competition, financial innovation and investment*. Corporate Law Economic Reform Program. Proposals for Reform: Paper No.6. Commonwealth of Australia. (<http://www.treasury.gov.au/au/Publications/BusinessLaw/CLERP/Reform/Paper06/>)
- Department of the Treasury. 1997g. First Release of Corporate Law Economic Reform Proposals-Building international opportunities for Australian business. *Press Release No.105*. Commonwealth of Australia.
- Department of the Treasury. 1997h. Corporate Law Economic Reform Program. Policy Framework. Commonwealth of Australia.
- Humphry, R. 1997. The Competitive Imperative of Harmonization with International Accounting Standards. *Australian Accounting Review* 7(2):27-29. (<http://www.cpaonline.com.au>)

- International Accounting Standards Board. 1993. *Framework of Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- Lawson, M. 1997. Australia on the threshold of accounting revolution. *The Accountant* issue 5925 (September):1.
- McKinnon, J. 1993. Corporate Disclosure Regulation in Australia. *Journal of International Accounting Auditing & Taxation* 2(1):1-21.
- Parker, C., ed. 1997a. *Accounting Handbook 1997*. Volume 1 (Part 1) of the Accounting and Auditing Handbook 1997. Australian Society of Certified Practising Accountants/Institute of Chartered Accountants in Australia. Sydney: Prentice Hall.
- Parker, C., ed. 1997b. *Accounting Handbook 1997*. Volume 1 (Part 2) of the Accounting and Auditing Handbook 1997. Australian Society of Certified Practising Accountants/Institute of Chartered Accountants in Australia. Sydney: Prentice Hall.
- Parker, C. 1997c. Looking for harmony: the Australian approach. *Australian Accountant* (May): (http://www.cpaonline.com.au/html/aa/9705/pg_aa9705_harmony.htm, 6pages)
- Parker, C., and W. Tan. eds. 1997. *Auditing Handbook 1997*. Volume 2 of the Accounting and Auditing Handbook 1997. Australian Society of Certified Practising Accountants/Institute of Chartered Accountants in Australia. Sydney: Prentice Hall.
- Parker, C., and B. Porter. 1997. *The CPA Summary of Australian GAAP*. Melbourne: Australian Society of Certified Practising Accountants.
- Parker, L.D., J. Guthrie. 1993. The Australian Public Sector in the 1990s: New Accountability Regimes in Motion. *Journal of International Accounting Auditing & Taxation* 2(1): 59-81.
- Parker, R.H. 1994. Debating True and Fair in Australia: An Exercise In Deharmonization?. *Journal of International Accounting Auditing & Taxation* 3(1):41-69.
- Parker, R.H., C.G. Peirson, and A.L. Ramsay. 1987. Australian Accounting Standards and the Law. *Company and Securities Law Journal* 5(November): 231-246.
- Peirson, G., and A.L. Ramsay. 1983. A Review of the Regulation of Financial Reporting in Australia. *Company and Securities Law Journal* 1(November): 286-300.
- Peirson, G., and A.L. Ramsay. 1984. Regulation of the Accounting Profession in Australia. *Company and Securities Law Journal* 2 (February): 26-37.
- Sharpe, M. 1997. Progress of International Accounting Standards. *ASX Perspective* 2nd Quarter: 16-19.
- Sharpe, M. 1998. Looking for harmony: building a global framework. *Australian Accountant* (March): (http://www.cpaonline.com.au/html/aa/9803/pg_aa9803_lookingfor.html, 4 pages)
- Spencer, K. 1998. The view from the AASB: take it easy, get it right. *Australian Accountant* (March): (http://www.cpaonline.com.au/html/aa/9803/pg_aa9803_theviewfro.html, 4 pages)
- Thomson, A. 1996. Australia to Harmonise with IASC Standards. *The Standard* No.3

(December): 3-6.

Walker, R.G. Australia's ASRB. 1987. A Case Study of Political Activity and Regulatory 'Capture'. *Accounting and Business Research* 17(64): 269-286.

浦崎直浩「オーストラリアの会計規制と会計士の役割」『近畿 C.P.A. ニュース』, 第445号 (1996年 8 月), 2-4頁。

浦崎直浩「アメリカにおける情報会計論の動向——ジェンキンス報告書: 包括的企業報告の可能性——」『商経学叢』, 第44巻第 3 号 (1998年 3 月), 65-82頁。

太田正博「オーストラリアにおける会計基準の設定主体」新井清光編著『会計基準の設定主体——各国・国際機関の現状——』(第 3 章所収) 中央経済社, 1993年, 55-73頁。

北村敬子「会計基準の国際的調和とわが国企業会計原則」『国際会計研究学会年報1996年度』, 1997年, 39-53頁。

倉茂道徳・林裕二・松井泰則『オーストラリア・ニュージーランド会計制度研究』高千穂商科大学総合研究所, 1996年。

古賀智敏「会計基準のグローバル化の展望と課題——IASC-U.S.比較プロジェクトに寄せて——」『税経通信』, 第52巻第11号 (1997年 8 月), 25-35頁。

古賀智敏「国際会計基準導入への対応と課題——「日本企業」対「欧米企業」の比較の視点から——」『税経通信』第53巻第 1 号 (1998年 1 月), 29-36頁。

武田隆二「会社法計算規定二元化への提言」『企業会計』第36巻第 1 号 (1984年 1 月), 82-103頁。

玉川雅之「第22回証券監督者国際機構 (ISOCO) 年次総会の概要」『経理情報』, 第840号 (1998年 1 月 1 日), 22-25頁。

中央監査法人訳「オーストラリア」『会計基準国際比較ハンドブック——国際会計基準と主要国の会計基準——』(第 5 章所収) 中央経済社, 1995年, 189-236頁。

津守常弘「企業会計原則の基本的フレームワークの再検討」『産業経理』, 第57巻第 4 号 (1998年 1 月), 104-108頁。

徳賀芳弘「国際的視点から見た日本の企業会計の特徴と『企業会計原則』——国際的調和への対応という視点からの考察を中心として——」『国際会計研究学会年報1996年度』, 1997年, 21-37頁。

林 裕二「国際会計基準の動向——IASC と IOSCO を中心として」『高千穂論叢』, 第31巻第 1 号 (1996年 5 月), 1-21頁。

向 伊知郎『カナダ会計制度研究——イギリスおよびアメリカの影響——』税務経理協会, 1998年。